

平成22年4月14日

青森県知事三村申吾様

【提出団体】

花とハーブの里（青森県上北郡六ヶ所村）  
PEACE LAND(青森県八戸市)  
三陸の海を放射能から守る岩手の会（岩手県盛岡市）  
三陸・宮城の海を放射能から守る仙台の会（宮城県仙台市）  
三陸の海を守る気仙沼・本吉の会（宮城県気仙沼市）

高レベル放射性廃液の耐震安全管理を求める要望書

拝啓 日頃青森県民の福祉向上のためご尽力に敬意を表します。

私たちは日本原燃（株）六ヶ所再処理工場の安全や放射能による環境汚染について不安を抱いている市民団体です。私たちは今年1月20日「再処理工場の稼働凍結と工場に溜まっている高レベル廃液の安全管理を求める全国署名」95694筆を内閣総理大臣宛に提出いたしました。署名を受領した内閣府大臣官房山田哲範調査役から「確かに総理大臣へ伝えます。他に要望があれば承ります」と誠実な対応がありました。

青森県におかれては、署名をした多くの人々の思いを汲み、青森県民を始め近隣道県民そして従業員の安全のため日本原燃に対して高レベル廃液の安全管理について特段の耐震安全対策を講ずるようご指導されることを強く要望いたします。

尚、署名の内容と署名取扱団体89は以下の通りです。

連絡先

- 〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村倉内笹崎1521  
花とハーブの里 菊川慶子  
電話・fax 0175-74-2522
- 〒020-0004 岩手県盛岡市山岸6-36-8  
三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫  
電話・fax 019-661-1002

平成22年4月14日

青森県知事三村申吾様

【提出団体】花とハーブの里（青森県上北郡六ヶ所村）  
PEACE LAND(青森県八戸市)  
三陸の海を放射能から守る岩手の会（岩手県盛岡市）  
三陸・宮城の海を放射能から守る仙台の会（宮城県仙台市）  
三陸の海を守る気仙沼・本吉の会（宮城県気仙沼市）

日本原燃（株）六ヶ所再処理工場周辺汚染への対応と高レベル廃液固化セル内漏えい放射能収支に関する指導の徹底に係わる要望と質問状

私たちは六ヶ所再処理工場から環境へ放出される放射性物質について常日頃不安を抱いている市民団体です。

青森県から環境科学技術研究所への委託調査や青森県と原燃の調査、文科省の海洋調査などを詳細に点検すると、アクティブ試験により周辺環境においてヨウ素129を始めクリプトン85、トリチウムなどの濃度が上昇してきています。特に工場周辺農漁民のヨウ素129食物摂取レベルが上昇してきています、人々はモルモットではありません。このままで本格操業になれば放射能による大変な環境汚染が予想されます。トリチウム、クリプトン85、炭素14の除去装置の設置、ヨウ素の除去など厳重な対策を国や事業者へ申し入れて頂くことを強く要求します。

また日本原燃は本年2月24日「高レベル廃液ガラス固化建屋固化セルにおける高レベル廃液の漏えいについて」を国に報告しました。この報告書では昨年1月21日発覚した広島原爆2.5発分と推定される行方不明の放射能回収収支についてフィルターでの除去など詳細を示さずに±19%の誤差範囲で約97%の回収率としています。加えて「主排気筒からの放出放射エネルギーも検出限界値未満であったことから、環境への放射線影響はなかった」とまとめています。

高レベル放射性廃液はこの世の中で最も危険なものであり、特別な厳重管理が必要とされることは言うまでもありません。2月に漏えいした廃液については、核種ごとの厳密な物質収支の把握が絶対条件であるにもかかわらず、このような大雑把な報告で済ますことは許されません。このようにいい加減な現状認識のもとでは、今後セル内汚染から隣室汚染そして周辺環境汚染へと汚染が広がり、従業員や周辺住民の被ばくが懸念されます。放射能の行方を明らかにせず、なし崩しに操業を続けることは今後の事故時等にこのような無責任な対応で済ませることになります。曖昧で無責任な対応に終始する日本原燃は危険な放射能を取り扱う資格がないと言わざるを得ません。青森県として再度詳しい物質収支の調査を求め、このような対応で済ませないようご指導されることを要望いたします。

## 【質 問 状】

上記要望に関連し以下2項目について質問いたします。回答は文書で5月20日までをお願いします。

1) 六ヶ所再処理工場周辺の放射能による汚染に関する質問 (財)環境科学技術研究所などのデータに依るとアクティブ試験により尾駁沼の生物や周辺土壌などのヨウ素129数値が急上昇している。また文科省のデータによると海洋のトリチウム濃度も広範囲に通常値を上まわっていることが観測されている。青森県のデータでは周辺モニタリングステーションにおいて高濃度のクリプトン85が検出されている。これらのことについて質問する。

① アクティブ試験で約10万ミリシーベルトものヨウ素129が環境に放出されている。なぜこのような多量のヨウ素129が除去されずに放出されるのか。除去装置を通して放出しているのかヨウ素の捕集効率が悪いのか、このままで済ませていいのか。

② アクティブ試験では大量のトリチウム、クリプトン85が放出されている。この放射能の人体への有害性について科学的にはっきりしているのか、はっきりしていないのならば予防原則に則り除去装置を設置させるべきでないのか。青森県・六ヶ所村と日本原燃との三者で締結したアクティブ試験安全協定第5条2項(放射性物質の放出低減)は誠実に実行の努力がなされているのか。今までの実績と見解を問う。

③ 2008.6国会において環境基本法について「放射性物質についても環境基本法の理念は運用される」と鴨下前環境大臣からの答弁があった。再処理工場からの放射能放出は環境基本法第3条から第5条に掲げられている環境基本法の理念を大きく逸脱しているのではないか。特に第3条(環境の恵沢の享受と継承等)第4条(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等)について生態系への影響、そして環境負荷の低減について抵触していると考えるが見解を問う。

④ 原子力施設周辺で白血病やガンの多発の事実を見るに「被ばくにはこれ以下なら安全と言える量はない」と結論付けた米科学アカデミーの疫学調査結果を、予防原則に則り尊重すべきではないか。国や日本原燃は1ミリシーベルトを一般人の年摂取限度とし、六ヶ所周辺住民の被ばく最大値は0.022ミリシーベルトまで被ばくを容認している。県民を守る立場からこの値を少なくともクリアランス制度で国際的に容認されている放射能濃度基準年間0.01ミリシーベルトまで下げさせることを要求することが当然ではないか。見解を問う。

⑤ 文科省や環境科学技術研究所、東北電力の海水データからはトリチウムが2ベクレル/ℓ（青森県・貴社の定量下限値）を超えて頻繁に検出されている。しかし青森県の測定値では一度も検出されていないことは不自然に思える、測定値は間違いないのか。平成19年10月実施の海水データについて計測値の生データを公開してほしい。青森県では2ベクレル/ℓを「定量下限値」としているが、これは「検出設定値」ではないのか、現に文科省測定値は0.07ベクレル/ℓと一桁以上詳しく報告されている。「定量下限」という言葉を使用することは事実と反する言葉ではないか、実際の定量下限値以上を全て報告すべきではないか、見解を問う。

⑥ クリプトン85の検出限度値は2000ベクレル/m<sup>3</sup>が1時間継続することになっている。これは「定量下限値」ではなく「検出設定値」ではないのか。現在の国内バックグラウンドは約1.5ベクレル/m<sup>3</sup>程度であるがこの1300倍にならなければ検出としないことは人々の健康や環境を守る観点から緩すぎる基準である、時間を短縮し実際の定量下限値以上を全て報告すべきではないか。文科省データベースや他の機関の調査は数ベクレル/m<sup>3</sup>から検出値が公表されている。見解を問う。

⑦ 平成19年度から六ヶ所前面海域の海藻中のヨウ素129の濃度が調査されているようだが、これは情報公開の観点から原子力施設環境放射線調査報告書本文に加えて報告すべきではないかと考えるが、見解を問う。

⑧ 環境科学技術研究所の青森県委託調査によると、ヨウ素129について六ヶ所周辺の農漁民の食品摂取による放射能レベルが上昇してきているが、一体自然のバックグラウンドの何倍までレベルが上昇したなら危険信号とみなすのか。青森県は農作物・水産物中の各放射性核種について自然界の何倍までが食品として許容されると考えているのか。

## 2) 2月24日「高レベル廃液ガラス固化建屋固化セルにおける高レベル廃液の漏えいについて」報告書に係わる質問

日本原燃は漏えい核種についてフィルターでの捕捉分析値も示さずに、数百種ある核分裂生成物のうち、ガンマ線放出のわずか3核種の回収量をもとに、誤差範囲±19%で約97%の回収率として済まそうとしている。全γ放射性物質だけの回収ではなく個々の放射性核種についてそれがどれだけ回収され他のものはどこに行ったのか厳密な収支を示すべきではないか。このことにより、元素の性質を考え放射能汚染防止に対応していけるはずである。日本原燃の収支では工場内のどこにどれだけの核種が存在しているのか全くわからない。これではセル内の汚染が不明であり不注意な操作により汚染がセルから周辺へそして環境へと拡大することが危惧される。現に隣室の固化セル保守第1室の線量当量率は12月の洗浄開始以来上昇したままが続いている（添付資料19）。この報告書に関して青森県原子力

施設環境放射線等監視評価会議で審議はなされないのか。県民の健康と財産を守るべき自治体としてこのように厳密さを欠く報告で済ませてよいのか。青森県として  
の見解を示されたい。

以上

連絡先

- 〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村倉内笹崎1521  
花とハーブの里 菊川慶子  
電話・fax 0175-74-2522
- 〒020-0004 岩手県盛岡市山岸6-36-8  
三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫  
電話・fax 019-661-1002